

平成23年度

# 心の元気を育てる地域支援事業

## 資料

資料	1	平成23年度心の元気を育てる地域支援事業（県）	… 1
資料	2	平成23年度心の元気を育てる地域支援事業実施推進地域一覧	… 2
資料	3	平成23年度心の元気を育てる地域支援事業指導計画及び合同会議	… 3
資料	4	平成23年度心の元気を育てる地域支援事業実施要項	… 4
資料	5	平成23年度心の元気を育てる地域支援事業検証・評価にかかわって	… 8
参考資料		豊かな心を育むひろしま宣言～育てよう「心の元気！」～	

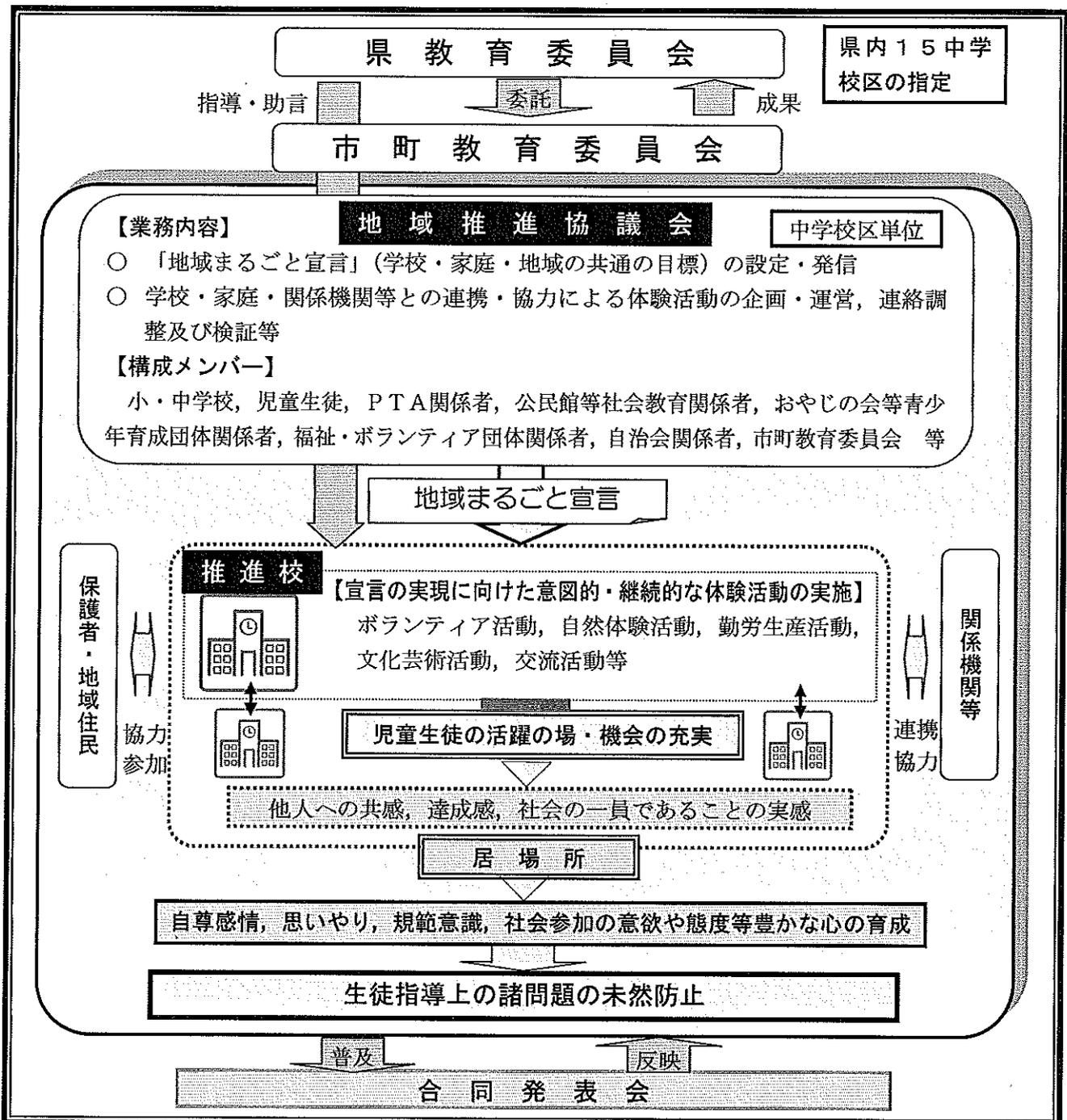
広島県教育委員会 指導第三課

# 心の元気を育てる地域支援事業

## 1 事業目的

中学校区の学校が、家庭や地域と一体となった体験活動を行う中で、児童生徒の自尊感情を高め、社会参加の意欲や態度など豊かな心を育てることにより、生徒指導上の諸問題の未然防止を図る。

## 2 事業内容



平成23年度心の元気を育てる地域支援事業実施推進地域一覧

	市町	中学校区	推進校	推進協議会構成員	まるごと宣言	主な体験活動				
1	広島市 (24校)	落合中 中学校区	落合中学校	各推進校校長・教頭・教諭 各PTA会長 各青少年協 会長 各子ども育成協議会会長 自治連合会会 長 各社会福祉会会長 各体育協会会長 公民館 長 各民生児童委員 女性会会長 交通安全協会 各支部長 各防犯組長 各児童館長 各公衆衛 生協議会会長 高橋高校長 各幼稚園長 市教委 担当者	「みそあじ」をモットー に、地域を明るく美し い町に！	一斉清掃 あいさつ運動				
2			城山北中 中学校区	城山北中学校 八木小学校 梅林小学校			各推進校校長・教諭 各PTA会長 公民館長 各 青少年協会会長 児童委員 育成会代表 地域代 表 市教委担当者	学校と地域の協働、 そして、温かい絆づく り	花づくり 一斉清掃 交流活動	
3			可部中 中学校区	可部中学校 可部小学校 可部南小学校			各推進校校長・教諭等 各PTA会長等 公民館長 児童館長 施設開放委員 各青少年協会会長 各福祉協議会会長 町内会連合会長 各子ども 会会長 青少年指導員 児童委員 保護司 補導協 助員 市教委担当者	自律の根を張った子 どもを育てよう	花づくり 一斉清掃 福祉交流	
4		二葉中 中学校区	二葉中 中学校	各推進校校長・教諭 各推進校PTA ふれあい代 表？ 各地域代表 公民館長(未定) 市教委担当 者	小学校・中学校・地域 のつながりを深め、 困ったときに助け合え る関係を築こう	一斉清掃 花づくり あいさつ運動				
5			亀山中 中学校区				亀山中 中学校 亀山小 小学校 亀山南 小学校	各推進校校長・教諭 各PTA会長 公民館長 お やじの会 少年補導協助力 児童生徒代表 市教 委担当者	金亀の里に自律の 根っこを張った子ども を育てよう	花づくり 一斉清掃
			6				江波中 中学校区	江波中 中学校 江波小 小学校 舟入小 小学校 神崎小 小学校	各推進校校長・教頭 各推進校PTA 各青少年協 会長 子ども会会長 市町教委担当者	一人ひとりの児童・生 徒の健やかな成長を 願い、健全育成に対 しての関心を高めま す
7		矢野中 中学校区	矢野中 中学校 矢野西 小学校 矢野小 小学校 矢野南 小学校	各推進校校長・教諭等 各推進校PTA 公民館長 警察署 青少年協会 少年補導協助力 児童生 徒代表 市町教委担当者	えがお げんき の やるき まごころ	一斉清掃 花づくり				
8		城南中 中学校区	城南中 中学校	各推進校校長・教諭 各推進校PTA 各地域青少年補導協会会長 市教委担当者 (児童会・生徒会)	咲かせよう 学校・地 域に豊かな心を	花づくり あいさつ運動 一斉清掃 ボランティア活動				
9			松永中 中学校区				松永中 中学校 松永小 小学校 柳津小 小学校	各推進校校長・教諭等 PTA会長 公民館長 福 祉会会長 自治会会長 青少年補導協会会長 児童委員 市教委担当者 (児童会・生徒会)	松永の心の元気 一 学校から地域へ・地 域から学校へ	花づくり あいさつ運動 一斉清掃 文化芸術活動
			10				誠之中 中学校区	誠之中 中学校 箕島小 小学校 曙小 小学校 新涯小 小学校	各推進校校長 各推進校PTA 青少年補導協助力 各町内会長 各公民館長 おやじ隊代表 各地域 青少年補導協会会長 市教委担当者 (児童会・ 生徒会)	クリーン・アップ！心も 町も運動
11		竹原市 (5校)	竹原中 中学校区	竹原中 中学校	推進校校長・教諭 各推進校PTA 警察署 少年補導協助力 おやじの会 児童・生徒 市教委担当者	自律の根を張った子 どもを育てよう	花づくり 一斉清掃			
12		府中町 (4校)		府中中 中学校				各推進校校長 安芸府中高校長 各推進校PTA おやじの会会長 公民館長 学校支援地域本部代 表 青少年補導協助力 生活安全指導員 町内会 会長 青少年育成町民協議会会長 子ども家庭セン ター 民生児童委員 保護司会代表 市教委担当 者 (児童会・生徒会)	ひとがきらめき まち が輝く ふちゆう子育 て応援団	一斉清掃
				府中中 小学校						
				府中北 小学校						
13		三原市 (5校)	本郷中 中学校区	本郷中 中学校	推進校校長・教諭 小中学生を支える会 児童・生徒 市教委担当者	学校と地域が共に活 動して、心の元気を育 てる	一斉清掃			
14	尾道市 (2校)	向東中 中学校		各推進校校長・教諭等 各PTA会長 青少年健 育成協議会会長 公民館長 市教委担当者 (児 童会・生徒会)				自分や人を大切にす る児童生徒の育成	栽培活動 一斉清掃	
		向東小 小学校								
		第一中 中学校区								第一中 中学校 国府小 小学校 粟生小 小学校 旭小 小学校 南小 小学校

(57校)

## 平成23年度心の元気を育てる地域支援事業指導計画及び合同会議

## 指導第三課

## 1 趣旨

中学校区の学校が、家庭や地域と一体となった体験活動を行う中で、児童生徒の自尊感情を高め、社会参加の意欲や態度など豊かな心を育てることにより、生徒指導上の諸問題の未然防止を図る。

## 2 内容

## (1) 地域推進協議会

- 「地域まるごと宣言」(学校・家庭・地域の共通の目標)の設定・発信
- 学校・家庭・関係機関等との連携・協力による体験活動の企画・運営, 連絡調整及び検証等

## 【構成メンバー】

小・中学校, 児童生徒, PTA関係者, 公民館等社会教育関係者, おやじの会等青少年育成団体関係者, 福祉・ボランティア団体関係者, 自治会関係者, 市町教育委員会 等

## (2) 推進校

- 宣言の実現に向けた意図的・継続的な体験活動の実施  
(ボランティア活動, 自然体験活動, 勤労生産活動, 文化芸術活動, 交流活動 等)

## 3 年間計画

	日時/参加対象者	内 容
第1回 合同会議	4/12日(火) 13:30~ 県庁自治会館101 推進地域代表者 推進校代表者 関係市町教委担当者	1 事業説明(事業概要及び事務の流れ等) 2 実践発表 3 実施計画の交流 ・グループ別交流
指導助言	5月~3月 各推進校等	1 理論・授業研修(生徒指導, 体験活動, 道徳教育等)年各2回 2 生徒指導体制等の把握(授業観察等)年16回 3 推進協議会体制 随時
第2回 合同会議	2/8日(水) 13:30~ 県民文化センター 推進地域代表者 推進校代表者 全市町教委担当者	1 実践発表 2 パネルディスカッション テーマ例:「効果を高める地域連携による体験活動」 ※パネラー:実践発表者 3 行政説明(次年度の取組に向けて)

## 心の元気を育てる地域支援事業実施要項

平成 23 年 3 月 10 日  
広島県教育委員会

## 1 趣旨

この要項は、心の元気を育てる地域支援事業（以下「事業」という。）の実施に関して、必要な事項を定める。

## 2 事業の実施

- (1) 広島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、生徒指導上の諸問題の未然防止を図ることを目的として、この要項の定めるところにより、事業を実施する。
- (2) 本事業においては、県教育委員会が指定した生徒指導上の課題が大きい中学校区を単位とした地域（以下「推進地域」という。）において、推進地域内の小・中学校（以下「推進校」という。）と家庭・地域社会が共通の目標となる「地域まるごと宣言」（以下「まるごと宣言」という。）を発信し、その宣言の実現に向け、学校・家庭・地域社会が一体となった体験活動を実施する中で、児童生徒の自尊感情を高め、社会参加の意欲や態度等豊かな心の育成を図るとともに、その成果を活動モデルとして広報する事業を行う。

## 3 推進地域の指定

県教育委員会が、学校、児童生徒の実態等を踏まえ、事業を効果的に実施できると認めた推進地域を指定する。

## 4 事業の内容

## (1) 地域推進協議会の設置

## ア 推進組織

市町教育委員会は、事業を組織的、計画的、効果的に実施するため地域推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置するものとする。

## イ 構成メンバー等

推進協議会は、推進地域内の小・中学校教職員、児童生徒、PTA、公民館等関係者、福祉・ボランティアに関する団体、おやじの会など青少年育成団体関係者、自治会関係者及び市町教育委員会事務局職員等をもって構成し、推進協議会代表者及び推進校間の連携の中心となる推進校代表者をそれぞれ1名置くものとする。

## ウ 業務

推進協議会は、連携・推進体制を整えるとともに、地域等の実態を踏まえ、学校と家庭・地域社会の共通の目標となる「まるごと宣言」を設定・発信する。また、

その宣言の実現に向け、学校、地域住民、関係団体等とが連携・協力した体験活動の実施のための企画・運営、連絡調整及び検証等を行う。

## エ 成果の検証

別に定める様式により児童生徒の自尊意識並びに暴力行為及び不登校に関する生徒指導上の諸問題の実態等を集計し、事業成果を検証する。

### (2) 推進校における取組

#### ア 推進体制

- (7) 学校間及び推進協議会等との連携の中心を担う体験活動推進教員を置く。
- (8) 体験活動推進教員と生徒指導主事との役割の違いを明確にし、それぞれの活動内容を全教職員に周知する。
- (9) 生徒指導の三機能を生かした授業づくりや道徳教育、体験活動等に関する研修を定期的で開催し、教員の指導力の向上を図る。

#### イ 体験活動

##### (7) 実施方法

各教科や総合的な学習の時間、特別活動等の特性を考慮し、体験活動を教育課程に適切に位置付けて、原則として学校全体で実施する。その際、体験活動のねらいや内容等に応じて、ア) 週や月ごとに定例の実施日を決めるなどして年間を通じて継続的に実施する、イ) 季節に応じて不定期に実施するなどの工夫を行う。また、実施に当たっては、推進地域内の複数の学校が合同で体験活動を実施することもできる。

##### (8) 活動内容

前記(1)ウにより企画された活動内容を受け、地域の人との交流やボランティア活動、勤労生産活動など、児童生徒が他者、社会、自然・環境とのかかわりの中で、達成感や自己の成長を実感し、自尊感情が高まるような継続的な体験活動を実施する。その際、児童生徒の発達の段階を踏まえ、一人一人の個性や能力が生かされるよう多様な活動の場を用意するとともに、役割を与えることで児童生徒の興味・関心を引き出し、自発性を高めるなどの工夫を行う。

##### (9) 事前学習及び事後学習の実施

###### a 事前学習

体験活動における児童生徒の目的意識を高めるため、体験活動と各教科等のねらい及び学習内容との関連を明確にし、児童生徒に体験活動についてあらかじめ調べたり、活動計画を立てさせたりするなどの事前学習を実施する。

###### b 事後学習

体験活動の効果を更に高めるため、各教科等において児童生徒に体験活動を振り返らせるなどの事後学習を実施する。

### (3) 推進地域内の学校等への指導助言

県教育委員会は、市町教育委員会と連携し、直接推進地域内の学校等の訪問指導を行う。

### (4) 合同会議及び報告会の実施

県教育委員会は、別に定めるところにより、本事業の趣旨を踏まえた事業実施のための合同会議及び、事業成果の普及のための報告会を実施する。

(5) 合同会議及び報告会への参加

各推進協議会代表者及び推進校代表者、市町教育委員会事務局職員は、前記(4)の会議等に参加するものとする。

5 事業の委託等

(1) 事業の委託

県教育委員会は、前記4の(1)及び(2)の事業については、市町又は市町教育委員会(以下「市町教育委員会等」という。)に委託して実施する。

(2) 委託期間

委託期間は、委託契約の日から同日を含む年度の3月16日(週休日の場合は翌課業日)までとする。

(3) 委託に係る手続

ア 市町教育委員会等は、別紙様式1-1、1-2、1-3及び1-4により事業実施計画書を作成し、別に指定する日までに県教育委員会に提出するものとする。

イ 県教育委員会は、前記アにより提出された事業実施計画書を審査の上、その内容が適切であると認めた場合は、推進地域を指定し、当該市町教育委員会等に事業を委託する。

(4) 委託に要する経費の取扱い

ア 県教育委員会は、委託料として、予算の範囲内で事業の実施に必要な経費を支出する。ただし、その対象となる経費は、体験活動実施に必要な消耗品(次表のとおり)とし、備品は購入できない。

項目	内容(例示)
需用費 (消耗品費)	体験活動実施に必要な消耗品 (軍手、ごみ袋、プリンター、鍬、肥料、種苗、洗剤等)

イ 市町教育委員会等は、事業実施計画に変更が生じた場合は、速やかに県教育委員会に書面で協議し、その指示を受けるものとする。ただし、別紙様式1-3に記載する各推進地域の事業の所要経費の変更については、委託料の総額に影響を及ぼさない場合は、この限りでない。

ウ 市町教育委員会等は、委託に係る経費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して適当な帳簿を備え、関係証拠書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を、委託を受けた事業(以下「委託事業」という。)が終了した翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(5) 委託事業の終了後の手続

市町教育委員会等は、委託事業の終了後、別紙様式2-1、2-2、2-3及び2-4による事業実施報告書及び別紙様式3による収支精算書を作成し、当該事業終了後20日を経過した日又は当該事業の属する年度の3月16日(週休日の場合は翌課業日)のいずれか早い日までに、県教育委員会に提出するものとする。この場合におい

て、県教育委員会は、当該事業実施報告書のほか、必要に応じて推進地域の取組及び経費処理状況について確認するための資料の提出を求めることができる。

(6) 委託料の支払等

ア 県教育委員会は、前記(5)により提出された事業実施報告書等に基づき、事業の実施状況の審査を行うとともに、必要に応じて実地検査を行い、その内容が適切であると認めるときは、委託料の額を確定し、市町教育委員会等に対して通知するものとする。

イ 県教育委員会は、前記アにかかわらず、市町教育委員会等の請求により、必要があると認める場合は、委託契約額の全部又は一部について、別に定めるところにより概算払をすることができる。

ウ 前記アの確定額は、事業に要した実支出額又は委託金額のいずれか低い額とする。

エ 市町教育委員会等は、前記アの通知があったときは、速やかに別紙様式4による委託料請求書を県教育委員会に提出するものとし、県教育委員会は、その提出を受けた日から起算して30日以内に委託料を市町教育委員会等に支払う。

(7) その他

市町教育委員会等は、県内の学校等の参考となるよう、推進地域等での取組の過程や成果について、随時県教育委員会に情報提供するものとする。

6 指導助言及び事業実施状況等の実態調査

県教育委員会は、委託事業の円滑な実施のため、市町教育委員会等に対し指導助言を行うとともに、必要に応じて、この事業の実施状況及び経費処理状況について実態調査を行うことができるものとし、委託の趣旨にそぐわない状況が見られた場合には、必要な措置を講じるものとする。

7 委託事業終了後の活動の継続等

市町教育委員会等は、委託事業を実施した年度以降においても継続して推進地域内の学校等での取組を指導・支援し、その取組の過程や成果について、随時県教育委員会に情報提供するものとする。また、県教育委員会は、事業を委託した年度の次年度においても、市町教育委員会と連携し、直接推進地域内の学校等の指導・助言を行うとともに、取組の状況等について報告を求めることができる。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

平成23年度 心の元気を育てる地域支援事業  
 検証・評価にかかわって

1 アンケートの対象者について

対象者：該当校の児童生徒，保護者，地域住民

2 アンケート調査のスケジュールについて

(1) アンケート実施回数

年間3回実施

(2) アンケート実施予定時期

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
計画	第1回 合同 会議				各校における取組の 実施期間							第2回 合同 会議	▶
アンケート		1回目			2回目（8～10月にか けての主な活動終了直後）					3回目			

3 アンケートの内容項目について

(1) 児童生徒用（小学校第1・2・3学年用，小学校第4・5・6学年用，中学校用）

ア 「自尊感情」にかかわるもの

例1：人の役に立つ人間になりたい

例2：自分のことが大好きである

イ 「思いやり」にかかわるもの

例1：人に気持ちがわかる人間になりたい

例2：人には親切にしたい

ウ 「規範意識」にかかわるもの

例1：学校の決まりを守っている

例2：いじめは，どんな理由があってもいけないことだと思う

エ 「社会参加の意欲や態度」にかかわるもの

例1：自分がくらす地域のことをもっと知りたい

例2：自分がくらす地域のために何かしたい

オ 学校独自の調査項目

各学校で行う事業の目標に対して，それが達成されているかを検証する質問

例：「地域まるごと宣言」を実践した

(2) 保護者用・地域住民用

児童生徒の質問項目とほぼ対応した項目を設定

豊かな心を育むひろしま宣言

# ～育てよう「心の元気！」～

感じていますか

子どもたちの「心の元気！」

すべての子どもたちが 生き生きと夢や希望を語ること  
社会の一員としての自覚を持ち たくましく成長していくこと  
それが私たち大人の願いです

しかし 子どもたちをとりまく現実はどうでしょう  
悲しい出来事は後をたちません  
ルールを守る意識は薄れています  
まじめや努力を軽んずる風潮も広がりつつあります

私たちは 無関心でいることを 寛容であることと勘違いしていないでしょうか  
生き方を語ることを 敬遠していないでしょうか

生命を愛おしむ  
人とともに歩む  
自分らしく心を輝かせる

道徳を教えることは 生き方を語ることです  
自分を見つめ 「心の元気！」を育てる力となります  
道徳を教えることに ためらいはいりません  
私たち大人の大切な仕事です

さあ はじめましょう

学校・家庭・地域で力を合わせ 子どもたちの「心の元気！」を育てることを

県教育委員会は 県民の皆様方のご支援をいただきながら  
道徳教育の推進に全力を尽くしてまいります

平成14年11月

広島県教育委員会  
教育長 常 盤 豊